

諮 問 第 4 4 6 号
環水大土発第1610311号
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

中央環境審議会会長
浅 野 直 人 殿

環 境 大 臣
山 本 公 一



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

ジアンモニウム＝エチレンビス (ジチオカルバマート) (別名アンバム)

7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二カリウム塩 (別名エンドタール二カリウム塩) 及び7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二ナトリウム塩 (別名エンドタール二ナトリウム塩)

4-クロロフェニル＝2, 4, 5-トリクロロフェニル＝スルホン (別名テトラジホン)

1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズロン)

マンガン＝エチレンビス (ジチオカルバマート) (ポリメリック) コンプレックス亜鉛塩 (別名マンゼブ)

塩基性塩化銅

塩基性硫酸銅

水酸化第二銅

無水硫酸銅

硫酸銅五水和物

(別紙2)

メチル=3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)チオフェン-2-カルボキシラート (別名チフェンスルフロンメチル)

(*RS*)-2-*sec*-ブチルフェニル=メチルカルバマート (別名フェノブカルブ又はBPMC)

2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン (別名プロメトリン)

(*RS*)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ヘキサン-2-オール (別名ヘキサコナゾール)



中環審第935号
平成28年11月1日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年10月31日付け諮問第446号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。